

「バンコマイシン」特定薬剤治療管理料 診療報酬算定方法の一部訂正のお知らせ

(管理番号: 20-0104)
2020年09月 C-02

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、令和2年8月31日に厚生労働省保険局医療課より、令和2年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正を行う旨の通知がなされました。取り急ぎご案内いたしますので、宜しくご利用の程お願い申し上げます。

敬具

記

■ 対象項目

項目コード	項目名
2908	バンコマイシン

▼ 訂正箇所と内容

- B001 特定疾患治療管理料
2 特定薬剤治療管理料
(1) 特定薬剤治療管理料1
シ

	医科診療報酬点数表に関する事項
訂正後	「注7」に規定する加算は、入院中の患者であって、バンコマイシンを数日間以上投与しているものに対して、バンコマイシンの安定した血中至適濃度を得るため頻回の測定を行った場合は、1回に限り、初回月加算(バンコマイシンを投与した場合)として「注7」に規定する加算を算定し、「注8」に規定する加算は別に算定できない。
訂正前	「注7」に規定する加算は、入院中の患者であって、バンコマイシンを数日間以上投与しているものに対して、バンコマイシンの安定した血中至適濃度を得るため頻回の測定が行われる初回月に限り、初回月加算(バンコマイシンを投与した場合)として「注7」に規定する加算を算定し、「注8」に規定する加算は別に算定できない。